一　樹脂は、次のイ及びロに掲げる地下貯蔵タンクに使用される部分に応じ、それぞれイ及びロに定める樹脂とすること。

イ　危険物と接する部分　日本工業規格K六九一九「繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂」(UP－CM、UP－CEE又はUP－CEEに係る規格に限る。)に適合する樹脂又はこれと同等以上の耐薬品性を有するビニルエステル樹脂

ロ　その他の部分　前条第三項第二号イに掲げる樹脂

二　強化材は、前条第三項第二号ロに掲げる強化材とすること。

第六十二条の五の二第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該期間内に当該地下貯蔵タンク又は二重殻タンクにおける危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、かつ、市町村長等が保安上支障がないと認める場合には、当該地下貯蔵タンク又は二重殻タンクを有する製造所等の所有者、管理者又は占有者の申請に基づき、当該期間を当該市町村長等が定める期間延長することができる。

第六十二条の五の二に次の一項を加える。

3　前項ただし書の申請は、別記様式第四十二の申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添えて行わなければならない。

第六十二条の五の三第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該期間内に当該地下埋設配管における危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、かつ、市町村長等が保安上支障がないと認める場合には、当該地下埋設配管を有する製造所等の所有者、管理者又は占有者の申請に基づき、当該期間を当該市町村長等が定める期間延長することができる。

第六十二条の五の三に次の一項を加える。

3　前項ただし書の申請は、別記様式第四十三の申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添えて行わなければならない。

第六十二条の八第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二　第六十二条の五の二第一項の規定による地下貯蔵タンク及び二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻の漏れの点検に係る点検記録　三年間。ただし、当該期間内に同条第二項ただし書の規定により市町村長等が延長期間を定めた場合にあつては、当該延長期間を加えた期間

三　第六十二条の五の三第一項の規定による地下埋設配管の漏れの点検に係る点検記録　三年間。ただし、当該期間内に同条第二項ただし書の規定により市町村長等が延長期間を定めた場合にあつては、当該延長期間を加えた期間

（危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「規則第二十三条の二」の下に「に定める技術上の基準に適合しないもの（同条第一項第一号及び第二号に規定する腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンクを除く。）」を加える。

様式第42（第62条の5の2関係）

休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請書

年　　月　　日

殿

申請者
住所
氏名　　（電話　　）　㊞

設置者	住所	電話
	氏名	
設置場所		
製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分
設置の許可及び完成検査年月日	年　月　日	第　号
設置の許可及び完成検査番号	年　月　日	第　号
タンクの種類		対象となる地下貯蔵タンク又は二重殻タンク
当該地下貯蔵タンクの設置時の完成検査期日		
危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための措置の有無	告示第71条第4項第1号イ又はロに掲げる措置　（有・無） 告示第71条第4項第2号に掲げる措置　（有・無） 平成15年総務省令第143号附則第3項に掲げる措置（有・無）	
直近の漏れの点検を行つた年月日		
期間延長後の漏れの点検予定期日		
その他参考となる事項		
※受付欄	備考	

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2　法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。

3　告示は、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）とすること。

4　※印の欄は記入しないこと。